

第2回輸入畜産物検査に関する検討会

平成20年12月16日(火) 16:00～18:30

消費・安全局第4及び第5会議室

〔議事〕

町田課長補佐：本日は、専門委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、ご多忙中の
おり、当検討会に出席いただきまして、ありがとうございます。

先月に開催された、第1回会合では、動物検疫所の検査現場を見ていただき、また、畜
産物検査の抽出方法に関しては、事務局が考えている方向性について概ね了解していただ
いたところです。

本日は前回の会合でのご意見を踏まえ、畜産物検査を実施する際の対応方針案につつま
してご説明申し上げ、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、配付資料の確認をお願いします。

表紙に続きまして、配付資料一覧がございます。

次に、出席者名簿、

座席表、

議事次第、

資料1「第1回輸入畜産物検査に関する検討会での主な意見」、

資料2「肉・臓器類の現物検査における違反検出状況」、

資料3「畜産物の現物検査対応方針(案)」、

資料4「輸入畜産物検査における検体の抽出方法に関する中間取りまとめ骨子(案)」

をお配りしております。お手元のない資料がございましたら事務局までお知らせくださ
い。

なお、本日の検討会は18時30分の終了を予定しておりますので、よろしくお願ひし
ます。

それでは、議事次第の2として消費・安全局動物衛生課長より、ご挨拶を申し上げます。

姫田課長：委員の先生方及びオブザーバーの皆様におかれましてはお忙しい中お集まりい

ただきありがとうございます。前回に引き続き、畜産物検査に関する検討会ということですが、前回先生方に活発なご議論をいただいたところであります。それを踏まえ、ご質問いただいた点や、事務局としての考え方を提示させていただきたいと思います。

そして、最終的に委員会で取りまとめということで、ただ、役所ですので、最終取りまとめと言わずに、中間取りまとめといいますが、中間取りまとめの骨子を提出したいと思います。

これについてもご議論いただき、最終的な取りまとめをしていきたいと思います。

よろしくご指導いただければと思います。本日はよろしく願いいたします。

町田課長補佐：それでは、議事次第の3に移りたいと思います。これからは、真鍋座長に進行をお願いしたいと思います。真鍋座長よろしく願いいたします。

真鍋座長：本日は、前回から約1ヶ月後になりますが第2回目の検討会です。円滑な議事進行にご協力いただきますよう、お願いします。

それでは、議事次第の3の(1)と(2)について復習もかねて事務局から説明いただきたいと思います。先月11日の第1回目から1ヶ月が経過して、私どもも勉強させていただいたところであります。

林統括検疫管理官：動物検疫所の林でございます。よろしく願いいたします。

まず、前回の検討会において、専門委員の皆様から頂いた主な意見を事務局でとりまとめたものが資料1でございます。

動物検疫所としては、輸出国が家畜衛生上の重要疾病の清浄国、発生国であるか、また、製品の加工度合いといったリスクに応じたメリハリのある検疫を実施するとともに輸入畜産物の検査に当たっては、統計的、科学的根拠に基づくサンプリング方法を用いたいと考えて参りました。

今回の検討会におきましては、衛生課長からの通知にある具体的なサンプリング方法を科学的に検討するという目的に従い、前回、専門委員の皆様にご了解頂いた方向性を踏まえつつ、具体的な数値をお示しさせていただきたいと思っております。

まず、主な意見について、大きく分けて3点あると思います。

1点1点かいつまんで説明させていただきたいと思います。

(1) 抽出方法の前提条件。

1点目、事務局が示した検査の方向性は妥当と思われるが、何を違反と定義し、検査水準をどの程度とするかが問題となる。

この部分につきましては、後ほど私どもの対応方針の中でご説明させていただきたいと考えております。いずれにしても、ゼロリスク措置はとり得ないが、その中でリスク管理官庁である農林水産省において検査水準や何を違反と定義するか適切に決めていかなければならないと思います。

2点目、どの重要疾病を対象とするのか、違反に伴う疾病の侵入リスクをどう考えるのかについては検討が必要である。

前回、筒井先生からお話があり、姫田課長からお答えしたと記憶しておりますが、本検討会においては、畜産物検査の一般的なあり方を考えご助言等頂こうと思っております、BSEについては既に別途厳しい措置を講じてしていることから今回の検討から外すということで前回ご理解頂いたところです。私どもの今回考えている重要疾病とは法律上の輸入禁止対象疾病とされている牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラの3疾病、及び侵入することによる社会的な影響が大きい高病原性鳥インフルエンザ、また日本が清浄化を達成した豚コレラ等であります。

あくまでも家畜の病気の軽重という観点から考えていきたい。また、侵入リスクについても輸出国が現在どのような状態なのかを考慮したいと思っております。

3点目、抽出方法の検討に当たっては、国際基準に準拠した抽出方法が望ましい。

4点目、抽出単位をこれまでは梱包（箱）としてきたが、大きさにはばらつきがあることから、重量単位とすることも検討してもよいのではないかと。

また、検査における抽出数量は、違反率や信頼度を農林水産省で決めなければ算出できないというご指摘がありました。これらについては、後ほど対応方針の中でご説明していきたいと思っております。

(2) 無作為抽出について。

抽出方法としては、あくまでもロット全体から無作為に抽出することが前提となる。これは当然のことですが、我々としても検査現場においていかに無作為性を確保するかという観点で、従前の手法を改善しなるべく実施しているところでございます。

検体の抽出に当たっては、無作為性を確保するため、性悪説に立って検討すべき。この点については、長い歴史の中で培われた動物検疫所と現場の冷蔵倉庫業者の方との適

切な検査を実施する上での信頼関係を忽にするつもりはありませんが、残念ながら、中には悪いことをする人も否定できないので、そういった部分に関しては重点的に厳しく検査をして摘発していかなければと思っております。

最後に（３）のその他の考慮すべき事項ということで、検査を厳しくするあまり倉庫の作業従事者等に無理がかかり、適切な検査に支障が出ることがないように、統計的な観点を盛り込みつつも実効性を伴うものとするべき。

というお話がありました。非常に難しい部分ではありますが、やはり、ヒト・モノ・カネが潤沢にあればいかなる厳しい条件でも対応可能ですが、不必要に厳しい措置は貿易上問題となるばかりでなく検査現場にも様々な無理と申しますか、負担が生じてくるので、リスクとのバランスを考えあわせながらしっかりと決めていかなければならないと思っております。

資料１についてかいつまんでお話ししたところでありますが、何か不足な点等あればご指摘いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

真鍋座長：以上のところで第１回目の検討会においての主な意見ということでお話しさせていただきました。

林統括検疫管理官：続きまして、資料２に移りたいと思えます。この資料は、第１回の検討会のおりに、専門委員の方々から、動物検疫所で見つかる違反の検出状況について詳しく聞きたいと言われた事に対する回答として用意したものであります。

まず、今回お出ししている資料は、あくまでも現物検査において摘発されたものに限っております。検討頂くサンプリング手法に関しては、現物検査に密接にからんでくるので、その状況のみを取りまとめました。

平成１９年、昨年１年間の実績を元に作ったものでありますが、総件数 132,284 件、動物検疫所で年間に輸入畜産物の検査件数はおよそ 40 万件程でございますが、あくまでも貨物として輸入されたものに限っております。その他は携帯品つまり旅行者が手荷物として持ってきたものや国際宅急便や郵便物ということになります。件数としては大きく減っておりますけれども、重量ベースとしては、99%以上が貨物による輸入ですので、貨物を見ていけば畜産物の太宗を見ることができると思えます。

輸入条件違反の内訳ということで大きく3つに分かれております。実際に現物検査をする際に重要だと考えている観点ですが、まず、不十分な加熱処理等ということ。つまり、重要疾病の発生国からの畜産物の輸入は基本的には禁止されており十分な加熱処理がなされているものについてのみ輸入を認めるという仕組みになっているため、この判断が現物検査においては重要と考えております。その中で、検査した結果加熱が不十分だと認められたものが14件ございました。

次に、異なる畜種の製品の混入が4件あります。これは、例えば牛肉を輸出するとしているものの中に豚肉製品が混入しているもののような事です。次に、輸出国指定処理施設以外の製品混入ということで、これは一番数が多いのですが、例えばAという国から日本へ輸出する際、A国は衛生的な観点等から日本向けの施設を指定し施設番号を日本へ通知しております。この番号が証明書に書き込まれて送られてきますけれども、これを照合した時に番号と現物が確認できないものがあります。例えば、物理的にラベルがはがれてしまっているとか、スタンプが押されていないなどです。それらは、言ってみればその物自体は指定施設で同一の工程を経て処理されたことが荷姿等から推測できる軽微な違反といえますが、このようなものもこの件数に入っており、それが82件ということです。

これらをさらに船舶貨物と航空貨物に分けました。航空貨物につきましては、いわゆるサンプルとして少量が送られてきて、空港の動物検疫所の指定場所において検査されるという状況であります。%でいえば、99.7%くらいが船舶貨物で、残り0.2、3%くらいが航空貨物となります。件数としては少し多くでていますけれども、重量ベースで考えるとほとんどが船舶貨物ということになります。

93件と7件ということになります。今回対象とされるものは輸入される畜産物のうち、船舶貨物についてご検討していただくので船舶貨物についてさらに詳細に分けたものが表2であります。

93件の内訳ですが、重要疾病発生地域とその発生のない地域と言うことで、発生国と清浄国といたしております。

それぞれについて、まず不十分な加熱処理等が見られたものは発生国で14件あります。異なる畜種の混入に関しては、清浄国で3件みられます。施設が違う製品の混入については、31件及び45件ということで、清浄国と発生国の両方に見られます。違反率でいいますと、発生国で0.089、清浄国で0.079となっており、発生国で若干高く見られております。前回の検討会の中で違反率はおよそコンマ1%位ですとお話ししたところ

ですが、このような形になっております。

それで、次にそれらのものについて実際に不合格となったロットについてその中でどれくらいの違反の箱が見つかってくるのかとのご質問がありましたが、それをお示ししたのが表3でございます。

この中で不十分な加熱処理等については14件ありますが、これは1梱包でも違反が見つければ、加熱が不十分ということでロット全体を処分してしまうので、この14件についてはどの程度違反の箱があったかは確認できませんでした。ですので、ロット全体が輸入できないものは除外して、ロットの一部が輸入不可となったものについて、発生国、清浄国について違反梱包の検出割合を示したものが表3です。

発生国のほうで0.99、清浄国の方で1.10と、大体1%前後の違反が見つかっています。すなわち、500カートンあれば5箱くらい、通常1コンテナ当たり600や700梱包が中心ですので大体6、7箱というような状況ということですよ。

これが、前回ご質問いただいた、動物検疫所の現物検査における摘発状況ということで、説明させていただきました。以上です。

真鍋座長：ご丁寧にありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、補足説明等がございましたら発言をお願いします。

特にございませんでしょうか。

それでは議事次第3の(2)の「畜産物の現物検査対応方針(案)」について、事務局から説明をお願いします。

林統括検疫管理官：では、引き続きまして、「畜産物の現物検査対応方針(案)」についてご説明をしたいと思います。第1回目の時に、発生国、清浄国ということで大きなカテゴリー分けがあるという話をいたしました。そもそも、それらの地域については家畜衛生上のステータスが違うといえますか、バックグラウンドが全然違うという話をしました。発生国地域、仮に中国やタイ由来の畜産物は、原則は輸入禁止であるけれども加熱等の一定の基準を満たしたものは輸入を認めていく方向。清浄国についてはそれらの疾病はないので、加熱等の処理は無くとも基本的には輸入可能という前提で仕組みを作っているということになります。

まず、ロットについて考えていきたいと思っております。これまでも輸入申請単位で検査をし

ており輸出国の証明書も申請単位でくるものが通常ですから、それをロットとして考えます。次に、サンプル単位ですけれども、これまで動物検疫所では箱、梱包という単位で検査をしてきたところがございます。実際のところは、箱の大きさにばらつきがあるということ、第1回の時にも委員の先生方にも現場を見ていただいたところではありますが、箱には大きい物もあれば小さい物もあります。

1枚資料をめくっていただくと、輸入ロットの構成割合ということでお示ししております。

現状、私どもは一律0.5%の梱包数をロットサイズに応じて検査をしているのですが、これを箱と重量ということで見たときに、箱であれば大体501カートンから3200カートンのところに収まってくると思われれます。これを重量ベースに直すと清浄国と発生国で若干異なります。発生国については3200kgから35000kgのところ、清浄国については10tから35tに収まってくる。重量ベースでは清浄国は比較的大きなカートンとして入ってくるということがわかると思います。

実際の所はどういった状況かといいますと、発生国地域由来の畜産物については、加熱処理された加工品が業務用として流通するもの、餃子、肉まん、唐揚げ等になり、すぐに流通できるように小口の荷物が多いです。清浄国については、原材料として入ってくることが多く、それを国内で加工して市場に出すことが一般的であると思われれます。具体的には1梱包の平均重量は、発生国・地域で約7kg、清浄国・地域で約1.5kgとなっております。

このようなばらつきを丸く収めるためには重量ベースで見ていくことが妥当であり、サンプリングの単位についても実態に応じたものにすることが必要であります。我々がサンプリングし、それが加熱されているかどうかを判断する時のサンプリング重量や国際基準を踏まえたサンプリング重量を用いるべきと考えております。

また、サンプリングの適用方式は先回の検討会でご了解頂いたとおり、発生国・地域に関してはサンプリング手法A、清浄国・地域に関してはサンプリング手法Bを用いることとし、発生国・地域についてはロット内の違反の有無を確認するためサンプリング手法Bよりも厳しいものにしていこうと思っております。一方、清浄国・地域に関しては、輸出国・地域における管理体制、輸出検疫システムがきちんと動いているかを監視していこうということであります。つまり、検査をした結果、違反品がみつかったら、Aの方としては違反率が一定水準以下であるということを保証し、Bの方については管理の水

準システムが一定のレベルであるということモニターしていくという検査方法になるのではないかと考えております。

それでは次に何を現物検査における違反とするのかを定義することになりますが、発生国・地域は言うまでもなく加熱不十分は条件違反となりますが、加熱処理をする前に骨を抜くという条件もあり、これは加工不十分ということで違反とし、適切に管理していかなければならない。

次に清浄国・地域について、これは、異なる畜種の製品の混入が違反となります。牛肉を輸出したはずなのに鶏肉が混ざっていたら、その施設の管理体制が十分でなかったということになります。また、指定施設以外の製品が混入してしまうということについては、冷蔵庫内の検査官が適切に管理していなかったことの指標になります。こういったものを違反として考えていきたいと思えます。

もちろん、発生国・地域でもこのような異なる畜種の混入や指定施設以外の製品混入もあり、それらはロット内の貨物を全箱開けてみて、その他に同様の違反品は無いか確認する等、しかるべき処置を行うこととしておりますが、ただ、違反の定義はその国・地域の管理する対象を考慮すべきであり、従って、発生国・地域については加熱不十分等を指標としてこれを違反として考えたいと思えます。

次に、検査水準ですけれども、これは悩んだところですが、発生国・地域については95%の信頼度で0.5%の違反を摘発できる水準にしてはどうかと考えております。第1回の検討会のおりに、植物防疫の観点からは最も厳しい水準は0.1%だというお話がありました。植物防疫所の方から色々教えてもらった結果、やはり、それぞれの物に応じて違反率の設定を変えているということがわかりました。

私どもでいう最もリスクが高いものは何だろうということを考えると、やはり国内に輸入され、直接国内の家畜と接触する可能性が高いという観点では生きた動物ということになります。これに関しましては全頭検査をやっております。ですから、ある意味、植物防疫所でいうところの最もリスクの高いものに関してはクリアしているのかなと考えております。

また、それが実際にと畜され、肉や臓器、肉製品になっていくわけでありましてけれども、その段階でリスクは下がっていくと考えております。発生国・地域由来の畜産物はリスクが高いとしていますが、実際にはもちろんこの加工前の段階でも私ども条件付けをしておりまして、それらの国からくる肉、それらの元の動物については、と殺前、後の検査の結

果、監視伝染病にかかっている疑いがないことが認められる物について輸出しなさい、また、その中から加熱不十分となる可能性のある骨を除きさらに煮沸、または摂氏100℃以上の蒸気で中心温度70℃以上1分以上を保ちなさいといった、数多くの条件を設けた上で輸入を認めており、それを検査することとなります。このことを考えますと、いわゆる入口の部分、輸入時の違反率は0.5%程度で十分ではないかと考えます。なぜかという、国内に入れば食品ですのでさらに調理等の色々な過程を経るわけで、実際それが残飯等になって家畜の口等に入ることにより危険を及ぼす可能性は非常に低くなると思います。

次に、清浄国・地域になりますが、AQL 1%というものができます。AQLというのは※に書いてありますが、Acceptable Quality Level 合格品質水準であり、ISOの考え方の中で使用されているものであります。

先ほどお示したように、検査をして摘発されてくる違反率は1%前後となっており、むろん摘発した違反は適切な措置を講じていきますが、これらの国・地域の家畜衛生上のステータスを踏まえれば、1%程度を維持していければいいのかなと考えております。また、ISOには検査水準についても定められておまして、通常検査水準と特別検査水準に分類されており畜産物のサンプリングに当たっては、通常検査水準のIでやっっていこうと考えております。

水準自体はI～IIIまで数字が大きくなるごとにサンプリング数は多くなるのですが、私どもの状況としては、同じものについて書類審査もしますし、現物検査もします。その間に冷蔵倉庫業者の方で庫内に入れる際に1つ1つの畜産物の確認作業も加わってきます。こういった何段階にも及ぶ検査をしておりますので、同水準のIで差し支えないのではと考えております。

更に、清浄国・地域については、家畜衛生上のステータスとして既に一定の安全性は担保されていることから、検査の効率性の観点からロット自体の抽出を考えていく。同じ、継続したロットを開けてきてそれらで問題がないということが確認できれば、抽出率を下げたって大きな問題はないのではないかと考えております。現状は、60%、30%の抜き打ち検査を行っておりますが、そこについてはそれまでの状況に応じて、1/2、1/4とISOの基準を参考として切り替えていこうということです。

これらを全て簡潔に示したのが「ロットサイズによる抽出サンプル数」であります。

まず、サンプリング手法Aです。これは、発生国・地域に適用するものでありますけれども、先程も話したとおり、0.5%の違反率で考えていこうと思っております。これは、

ロットサイズとここに0.5%で示している数字というのは、例えば箱でみるのであれば、281から500箱の時は316箱見ましょうということになるのですが、実際ロットサイズをいかに置くのかというので決まってくるサンプル数でありまして、これは実態に応じた重量を用いてサンプリングを選んでいこうと思っております。

サンプリング手法のBについてはAQL1%、検査水準Iでやっていこうと考えております。パッと見て頂ければわかると思いますが、サンプリング数から見てもメリハリがでていっていると思います。AとBをみても、Aの方が、明らかにサンプル数が多いことがわかります。汚染国を重点的に見ていこうということでもあります。

以上、駆け足ですが対応方針（案）について説明させていただきました。

真鍋座長：どうもありがとうございました。先程の資料1で説明がありましたように、第1回目の検討会での専門委員の皆様からのご意見をいただき、それに対して非常に適切な対応方針（案）を出していただいたと思いますが、この案に対して何かご質問等があればお願いいたします。

姫田課長：これはあくまでも、先生方の議論のたたき台にさせていただきたいということがあります。これをたたき台としてご議論いただければと思います。

真鍋座長：わかりました。

松田専門委員：3枚目の資料について。ロットサイズに数字が書いてありますが、これは、単位はkgなのでしょうか。

林統括検疫管理官：サンプルサイズは、実態に応じたサンプリング重量ということで考えています。

松田専門委員：例えば、kgであったとして、151から280kgのロットがサンプリング手法Aで0.5%では218kgとる、ということでしょうか。

林統括検疫管理官：218サンプル。

松田専門委員：ロットサイズとサンプリング数は別の単位ということですね。

林統括検疫管理官：同じ単位です。重量として考えて、その中で実態に応じた重量をサンプリングいたします。

松田専門委員：実態に応じたとはどのように考えるのですか。

林統括検疫管理官：例えば、検査する段階で、現場で箱を開けてみて唐揚げが入っていたとします。唐揚げの中でサンプリングするのは唐揚げの1つ1つのかたまりをとってきて、それが加熱されているかどうかというのを見るわけです。

松田専門委員：サンプルサイズはkgということになるのですか。普通、ISO のこういう表はそのようにはよめないと思うのですが。両方個数なら個数、kgならkgとよむと思うが。

林統括検疫管理官：ですから、ロットサイズについてもgとおくならg。その、重量という観点で、同じ重量で、100gとおくなら100gで。

実際に、具体例でいきますと、まず、151から280というところですけども、このロットサイズについては177サンプルですが、これを箱においた時は177箱とりなさいと。いえ、218です。例えば、1つのサンプルサイズを100gと考えた時には、21800gのサンプルを取りなさいということになる。これらのロットサイズについてもそれらのものを100gとして換算してとりなさいということです。

松田専門委員：そうすると、検査数がロットサイズを上回る場合には全数検査とするとあるが、151のロットの場合には218見るということになって、実際には全部見るのか。そういうふうの実態に応じてやるということについて詳述しないと、これだけではいいのか悪いのか判定できない。

林統括検疫管理官：実際に、※のところに関してはロットサイズを上回る場合には全数検査でやっていくということです。

松田専門委員：それは、ロットサイズとサンプリングが同じ数で対応しているからそういうことがでてくるのであって、突然サンプリング100gとなるというのはこの表からは読めないですね。

ロットサイズはkgで、サンプリングはkgではないということなら、どういう時に、どういう風になるのかわからないと、0.5%になっているのかもわからない。

林統括検疫管理官：基本的に考える部分として、1つのコンテナというのは大体20tくらいであります。その20tというのがこれを100gとおくと、どのカテゴリーに入るかといいますと、15万から50万のカテゴリーに入ってきます。その時に0.5%とらなければいけないサンプル数は598サンプルになります。1サンプルを100gとすると、59800gをそのサンプルの中からとらなければいけないということになります。そういう意味で、100g重量という単位では、ロットサイズもサンプルサイズも100g重量として同じということになる。箱とおけば箱ですし、1kgとおけば1kgとなります。そういう考え方です。

松田専門委員：100gでみるのかkgでみるのかで大分変わりますね。それは決めていかなければ。

林統括検疫管理官：それで、私ども、実態に応じたというお話をさせていただきました。実際に動物検疫所、全国で検査しているサンプルの平均を調べてみたところ、1サンプル100gとおけば、ほとんどのものをカバーできるとなりました。従って、サンプリングサイズを100gとおくとことでどうだろうと考えております。

松田専門委員：ロットサイズはインクリメント100gとして抽出すると。

林統括検疫管理官：はい。

山村専門委員：何gを1個というふうに換算するのは1つに規定せずいくつか決めるという可能性もあることでしょうか。

林統括検疫管理官：私どもが検査しているのは肉等です。植物防疫であればリンゴとかの種類の分けられるのでサンプル重量を種類ごとに換算することは比較的単純ですが動物検疫上、種類ごとにそれができるかどうかは、今後検討したいと思います。いずれにしても、発生国・地域由来の畜産物のサンプリングサイズを100gとしましたが、これは加熱処理肉等の輸入形態を実態に応じて用いたということです。

それでは、清浄国についてはどうするのかという問題が残ります。加熱処理肉と同様には切り分けられないので、従来どおり箱という案もありましたが、ここは、国際基準に沿った抽出重量というものも参考に適用できるのではないかと考えました。コーデックスの残留農薬の基準値の推奨サンプリング手法において肉及び家きん肉に関して検査室に送付するサンプルをどれくらいとるのかという表があります。その中で、生鮮チルド、冷凍肉、そういったものについては骨を除去したものであって0.5kgをとりなさいと、これが最小サンプルであるとされています。箱という概念もあり、これまで動物検疫所ではこれを適用して来ましたが、国際基準の中で定められている最小サイズだということですので、箱の大きさのばらつきも考えあわせると、国際基準に従ったサンプリング重量を適用したほうがいいのではないかと。つまり、清浄国・地域に関しては国際基準を踏まえた0.5kgということサンプリング重量として適用してはどうかと考えたわけですが、ロットサイズの抽出サンプル数の表に戻りますと、これが0.5kg単位のロットサイズ、0.5kg単位のサンプル数ということで整理をしていきたいと考えております。

樋口専門委員：今のところなのですが、サンプルの大きさ、重さをどうするかというのは重要になると思う。小さくすればするほど598という値に収束していき、どんなものでも598個とればいいということになりますので、そういう意味では国際基準というのが一つの基準になると思うのですが、実際にその国際基準をどのくらいの国が適用しているのかわかれば非常にありがたい。

林統括検疫管理官：このところは網羅的に世界各国を調べたわけではないので何とも言えないのですが、重量ベースでサンプリングをしているという点では米国は重量ベースを箱に換算し、選んでいっているということ。実際の米国におけるサンプリングの図をお示しすると、図のとおりパレットに置いた梱包に番号をふってその中から無作為にその梱包数

を抽出している。この前の第1回の議論の中でありました、2段階の抽出方法と同様な手法でサンプリングを実施していると推測されます。

樋口先生のおっしゃる、実際に0.5kgを1サンプルとして用いている国があるかということですが、そこについては詳細に調べておりませんのでわかりません。しかしながら、国際基準ですのでそれに従ってやるべきだということだと思います。

(注：清浄国・地域由来の畜産物のサンプリング重量としてCODEXの残留農薬の基準値の推奨サンプリング手法で試験室に送付する試料の量として規定されている0.5kgを用いることを検討しているが、同手法は国際基準であるので、仮にある国が本来の残留農薬の基準値を決める目的で試験室に送付する際にはそれに従ってやるべきだという意図で発言。)

真鍋座長：他に質問はございませんか。

祝前専門委員：基本的な質問なのですが、0.5%ということの色をつけていただいているのですが、これは違反危険率が一定水準以下であることを保障するという時に、検査水準を0.5%の違反を摘発できる水準ということで算出されているわけですよね。先程の資料2のところ、0.1%、0.08%という実態に対応しているものと考えてよろしいのでしょうか。

林統括検疫管理官：そこについては、実態上、19年度の、今やっているシステムの中での違反率を載せているだけで、0.5%を適用したときにこうだということを載せているわけではありません。

祝前専門委員：今までのやり方で、0.08。19年度としてはこれくらいが違反として検出できていたと。ですから、下限値みたいなものなのではないでしょうか。

姫田課長：違反検出ロットにおける違反梱包の割合が概ね1ですけれども、これを考えて、0.1%だと。これからサンプリングをとるのはロットの中ですから。ロットの中で違反率が1%くらいなので。

林統括検疫管理官：AQLの1%というのはそこから出てきていると。

祝前専門委員：汚染国はさらにもっと厳しめにすると。

姫田課長：それは行政判断で厳しめにしようかということ。

樋口専門委員：今のところですが、きれいな方で1%、汚い方が0.5%というのはものすごく厳しい、というか普通だともっと違反が高いということも考えられると思います。汚染国の場合には、違反数が大きくなると想定されますので、信頼性の方を厳しくしていくというやり方もあると思います。例えば汚染国の方で、95%ではなく99%の信頼性で1%の違反を摘発できるようにしていくという方向もあるのではないのでしょうか。

真鍋座長：質問と意見が入り乱れてまいりましたので、特段質問と意見を分けるということなく、それぞれの先生方からもう一度順番にうかがいたいと思うのですが、まず祝前先生。

祝前専門委員：細かい計算の手順というのはわからないのですが、資料3のところ、方向としては妥当な方向だとおもいますが、最後にでた99%の信頼性で1%の違反を摘発できる水準ということに関して、実際のサンプルにおいてどの程度の差が出てくるのか、対応できる範囲なのかという点が気になるところです。

林統括検疫管理官：実際に計算してみないとわかりませんが、少なくとも今回の方向性として0.5%ということであれば・・・。

姫田課長：おっしゃられていることは非常にその通りだと思いますので、動物検疫所のトータル容量もありますので、計算させていただいてから、可能であるか検討してみたいと思います。

真鍋座長：筒井先生。

筒井専門委員：まず、今の議論なのですが、1サンプルいくつにするかということと、小さくすると一番下の方に張り付いてくるのかなと思います。そのあたりがサンプルサイズを考えていく上でポイントになるのではないかと。全体の方向としては、メリハリをつけてやっていくことが重要なのではないかと。

これは要望なのですが、病気の発生の有無でAにするかBにするか決めていくわけですが、その時に、相手国の病気の発生状況、情報をどのように考えて、どのように当てはめていくのが大事だと思います。

ですから、危ないと思った時には手厚くやる一方で、限られた人的資源ですから、薄くする時は薄くすると。臨機応変な対応が重要なのではないかと思います。世間的に言うどうしても厚く厚くと言われてしまうが、限られた資源を有効に、科学的に使っていかなければいけないと思います。

真鍋座長：ありがとうございます。次は樋口先生。

樋口専門委員：結局、最終的に決めるのはコスト・ベネフィットを比較して、ベネフィットを高い方へもっていくということですね。実際にどれくらいの値が妥当なのかということなのですが、示されている数字、95%の信頼性で0.5%というのが、何とかできるという範囲なのではないでしょうか。またシミュレーションといったことはされているのでしょうか。

林統括検疫管理官：考え方として、99%の信頼度で違反率を高くとの考え方もあるかとも思いますが、数多くの文献等を見る限り95%を適用していくというのがやはり世界的にも一般的なのかなと考えています。

真鍋座長：松田先生は何か。

松田専門委員：ここに示されているサンプリング計画というもので、598アイテム、インクリメント、唐揚げ1個かわかりませんが、実際に598個という数をとることはできるのでしょうか。例え切るだけだとしても、500個という数を何かするというのはものすごく手間であると思うのですが。

林統括検疫管理官：その部分につきましては、一つの考え方として、発生国からの物について、一定の加熱基準システムの中で送られてきたものですので、ロット全体から598採るということですが、ロット内の均一性ということに関しては、これまでの経験から担保されているものだという認識で、全体のサンプル数を含む箱について、無作為にとってこようという考えです。

ですので、1個1個598のサンプルを見るのではなく、現状の中では、1個を見ることによって全体の均一性を確保されればそれでできるのではないかと。

松田専門委員：そうすると、この598という数は何なのでしょう。1ではないのでしょうか。

田中企画連絡室長：現物そのものを開梱して598を点検はする、検査はするのですが、断面を入れて見るのは、まあ1個ということは無いですが、一部分を出して解凍して検査を行うということになります。

松田専門委員：そうすると、大部分の5百何個かというのは見て検査をするということですね。

田中企画連絡室長：ええ。

松田専門委員：開梱が何箱くらいになるかはわかりませんが、それでも結構な数だと思いますがそれは実施するということですね。先月見せてもらいましたが、4箱くらい開梱するのでもパレットはたくさん持ってきて手間だったと思うのですが、それでもかなり大変そうだと思うのですが、それは可能であるということですね。

先程、加熱は均一であるとおっしゃられましたが、それを考えると0.5%という数をおくのは何となく非現実的な感じはします。ロットが均一であれば、加熱されていない状態のロットがあればもっと違反率は高くなるだろうし、加熱されている状態のロットで1000個あったとすればそこで5個だけが加熱されていないというのは考えにくいのではないかと思います。

姫田課長：加熱の均一性というよりは、先程田中の方から申し上げたように、5百何十個か目視してみて、怪しいものを切ってみると。そして切ってみてさらに怪しいものを実際に検査にもっていくということです。

真鍋座長：次は山村先生。

山村専門委員：サンプリング手法 A に関しまして、検出率が95%で、検出すべき限界違反率が0.5%ということについてそれでいいのかというお話がありました。

植物輸入検疫の方では、以前に大改革がありました、そのとき関わっていたのですが、その時、検出率を何%にするべきなのかという議論がありました。99%にするのか95%にするのかと。私は95%に統一すべきという提案をして、最終的にそうになりました。統一した方がわかりやすいということでしたが、では何%に統一すべきなのかという議論がありました。これは品質検査で消費者危険率が5%というのがここでいう95%の検出率ということなのですが、JISとかISOとかの工業製品の規格では消費者危険率は10%なのです。これは90%の検出率でいいということになってしまうのですが、輸入検疫では果たしてそれでいいのかということを経験したので、95%の検出率というのが一般的には理解しやすいのではないということになりました。

もう一つ、限界違反率を何%に定めるかという議論についてですが、1番厳しい輸入に関しては0.1%と。例えばUSDAの遺伝子組換え農産物の検査は約0.1%であります。0.1%というのが一番厳しい条件の限界違反率という感じになります。

今回ご提案いただいたのはそれよりも少し大きくて、0.5%ということです。植物検疫との整合性がどうなのかという話がありますが、今回の違反の性質が加熱不十分等の違反ですので、これは違反が出たときには1個だけではなくてたくさん違反がでると考えられますので、限界違反率を大きくしても対応できる可能性もあると思います。例えば、極端に言うと、加熱処理はうまくいけば0%で、失敗すると10%ということにもなり得る。大きな違反率に対応したサンプル数の方が効率よく、迅速化ができるのではないのでしょうか。

今回は植物輸入検疫の状況とは違って、加熱不十分という違反の状況ですので、0.1%よりも大きい違反率を使うべきなのかなとは思いますが。では0.1がいいのか0.5

がいいのか1がいいのかということについては計算してみないとわかりませんが、それでも0.5%というのは植物輸入検疫との比較で考えましても妥当な線なのかなとは思っています。

真鍋座長：ありがとうございます。それでは、続きましてオブザーバーの方からご意見をいただきたいと思います。はじめに、社団法人日本冷蔵倉庫協会の伊藤様、お願いします。

伊藤オブザーバー：伊藤です。今日はお話が難しすぎて理解が難しいのですが、検査の対応方針について、今までの梱包数から重量にするという点は理解がしやすいのかなと思います。実際に表の見方や、検査水準の話をもっと具体的に聞いても少し難しいかなと思いましたが、何kgの品物を持ってきたらどのくらいの検査をするという具体的な表を作ってもらえたら現場の方としてはわかりやすいと思います。

真鍋座長：続きまして、社団法人東京冷蔵倉庫協会の吉田様。

吉田オブザーバー：私も、今伊藤様が言った意見と同じなのですが、倉庫側として気になるのは、これをやることによって作業が増えるのかというのが一番気になる状況ですので、重量での検出に対してどのくらいの数量、個数がわからないので理解しがたいところではあります。とにかく現場の作業量ということが一番気になる場所です。

真鍋座長：国立医薬品衛生研究所の渡邊先生。

渡邊オブザーバー：当所の松田や山村先生からお話がありましたように、限界違反率の設定ということは、見つけようとしている内容、加熱処理されているかどうか、によって変えるべきだと私も思います。

それから、重量ベースで動かす時に、先程現物として唐揚げの例が出ましたが、598個という具体的な数も出ましたが、この数をロット全体からどのように取り出すかというサンプリング手順を決めておかないと、絵に描いた餅ということになってしまうと思います。

それから国際基準への適合ということで、コーデックスのGL33ということでガイドラインが出てきましたが、この中でテーブルの2の方に先程樋口先生の方から信頼水準を書いたらどうなのかというお話がありましたが、それに対応した表がでてきます。一例を挙げますと、想定される違反率を0.5%と仮定し、99%の信頼水準で検査をするということになると、無限母集団が前提となりますが、919ということになります。この表の中には信頼水準としては90、95、99、そして想定される違反率は0.1から90%までふられていますので、先程申し上げましたように、限界違反率の設定ということも併せて考える時にこの表を活用されたらいいのではないかと思います。以上です。

真鍋座長：ありがとうございました。第1回目と比べてずいぶん煮詰まった議論になってきて、細かい部分は非常にわかりにくいのかとも思いますが、概ね、まずは家畜の伝染病が日本国内に入るかどうかということで、生体については100%検査をしていますので、これについては問題ないかと思います。今議論になっているのは、加工品と食肉です。それをどの程度水際でチェックするのかということです。

ここにいらっしゃる皆様、伝染病の発生国と清浄国で分けて、重みを変えましょうと。その時に、発生国でどの程度危険率を見るかと。一つは現場のヒト・モノ・カネのパワーの中で、何%くらいであれば現実的に可能なのかということが、実際には現場での落とし込みが必要なのではないかと思います。ここで色々議論しましても、0.1がよりいいだろうというのは明確なことだとは思いますが。

誤解だったのかもしれませんが、ロットサイズによる抽出サンプル数ということで、例えば、林さんがおっしゃったように概ね20tくらいの単位でくると。そうしますと、15tから20t、一番下から2行目になりますが、その中で約60kgを抽出して見るということになると。15tの場合も50tの場合もあるのですが、あるいは50t以上でも同じくらいになるのですが、その時に、前回現場を見せていただいたのですけれども、これはトウモロコシが山のようにきているわけではなくて、箱でロットできていますので、1箱が6kgであればまあ10箱くらいという理解でいたのですが。理解が間違っているのでしょうか。

林統括検疫管理官：いえ。そのとおりです。

真鍋座長：では、それを開けてみてどうも怪しいということであれば断面を見てより徹底して検査するという理解でよろしいですね。

林統括検疫管理官：はい。

真鍋座長：わかりました。ありがとうございます。僕が勝手な発言をしてしまいましたが、オブザーバーの先生方も含めてコメントや意見があれば自由に発言していただきたいと思います。

町田課長補佐：進行状況が早いようですので、頭の整理も含めてここで休憩をとりたいと思います。

真鍋座長：では、5時30分くらいまでお休みということをお願いします。

(休憩)

真鍋座長：これまで、先生方、オブザーバーの方々のご意見いただきましたが、少なくとも第1回目にもありましたが、国際的な標準、統計学的な適切さを考慮した見直し案を作るという意味では随分とよく対応していただいた検討案を紹介していただいたと思います。

これまでのご意見を伺いました限り、概ね事務局の方針に、本日の専門委員の皆様の意見を反映していただくということによろしいでしょうか。

この方針に沿った畜産物の現物検査の現場のシミュレーションが若干必要なのではないかというご意見がありました。シミュレーションをもう一度検討していただいた上で、運用上の細部の調整は事務局にお願いして、落としこみということをお願いしたいと思います。

それでは、本日最後の議題となりますが、議事次第3の(4)輸入畜産物検査における検体の抽出方法に関する中間取りまとめ骨子(案)につきまして、事務局から説明をお願いします。

林統括検疫管理官：資料4に基づきまして、輸入畜産物検査における検体の抽出方法に関する中間取りまとめ骨子（案）ということでお示ししてあります。

今回、専門委員の先生方やオブザーバーの皆様から貴重な意見をいただきました。そういった中で、事務局として、方向性を示す報告書を取りまとめしていく作業をしていきたいと思っております。その骨子をここに示してございます。

まず1番目、はじめにということ、検討会設置の背景。2で、動物検疫制度の基本的な考え方。その中に動物検疫の目的と、動物検疫制度の概要となっております。3としまして、輸入畜産物検査の現状と課題。一律0.5%の割合を抽出する現物検査、重要疾病清浄国由来畜産物の抜き打ち検査、悪性伝染病発生国由来畜産物の抽出検査、効率的・効果的な抽出方法の導入、ということにとりまとめたいと思っております。

そして、4、5につきましては、今日専門委員の先生方にいただきました部分を動物検疫所としまして現状としてやれるかどうか、シミュレーション等しながら、報告書の中に書き込んでいきたいと思っております。輸入畜産物検査における検体の抽出方法の方向性、輸入畜産物検査における具体的な検体の抽出方法。

6番目、今後の検討課題ですが、私ども、動物検疫の中で畜産物検査に関するところをやっておりますけれども、それについて今後の検討課題があればここに書いていきたいと思っております。7番目、さいごに、ということを取りまとめの骨子として今後取りまとめ作業に入っていきたいと思っております。

参考としまして、今回のきっかけとなりました、総務省の輸入農畜産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告の概要です。そして、国際基準、先程CODEXの例も挙げましたけれども、国際基準に定められている抽出方法に関して参考としてつけようと思っております。3点目、私どもと同じ検疫、防疫業務をされている食品衛生検査における検体の抽出方法、植物防疫検査における検体の抽出方法。ここににつきましては厚生労働省さん、また植物防疫所さんにご意見を伺いながら事務局の意見として取りまとめ、報告書として専門委員の先生方にも出したいと思っております。以上です。

真鍋座長：ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明につきまして、専門委員の先生方、オブザーバーの方から何かご意見はございますか。

それでは、ご説明いただいた中間骨子案については概ね了解をいただいたということ

でよろしいでしょうか。それでは骨子に沿って中間取りまとめの作業をお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事を終了させていただきたいと思います。皆様円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

町田課長補佐：真鍋座長、大変ありがとうございました。また、専門委員、オブザーバーの先生方には大変貴重なご意見を頂きありがとうございました。

なお、第3回目の検討会につきましては、本日皆様からのご意見を踏まえた具体的な運営について事務局の方で取りまとめた上で、中間取りまとめの案とともに第3回検討会にて報告することといたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、最後に動物検疫所長からご挨拶を申し上げます。

吉田所長：本日は大変貴重なご意見をありがとうございました。その中でご指摘いただいた点を踏まえまして、取りまとめの案をまとめていきたいと思っております。特に、現場における検査のシミュレーションを徹底してやって、オブザーバーの方々からご指摘いただいたところもございますので、実際にどの程度のものになるのかということをもう少し明確にした上で、取りまとめをさせていただきたいと思っております。

本日は本当にどうもありがとうございました。

町田課長補佐：以上を持ちまして、第2回目の検討会を終了します。本日は、どうもありがとうございました。

以上。